

## 今後の総合計画の構造と基本構想の位置づけ

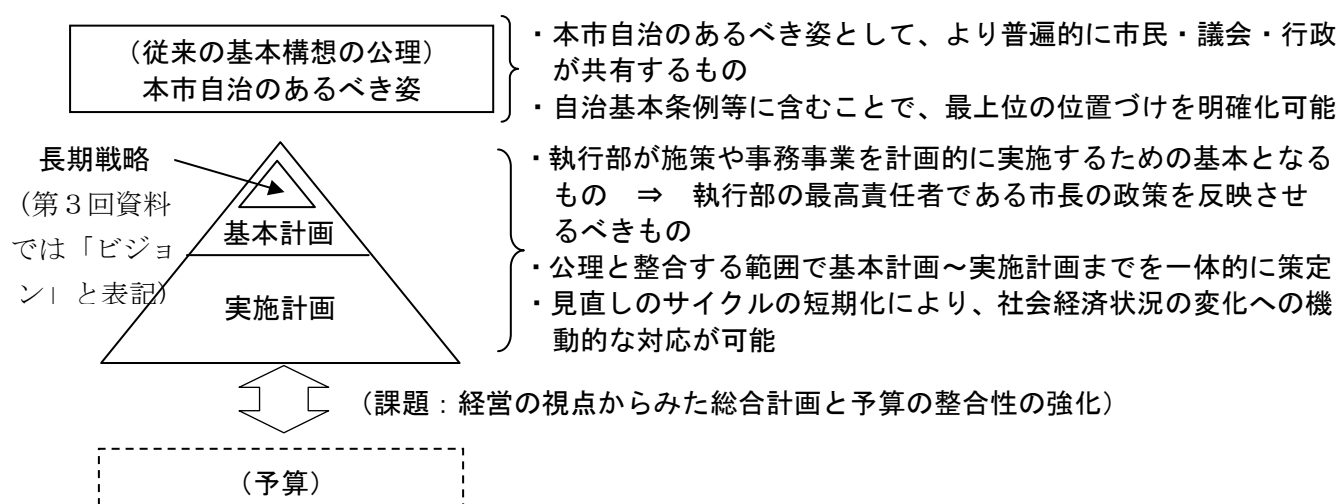
- 前回の会議において、今後の総合計画の構造と基本構想の位置づけとして、「構想・計画連動型」、「構想・計画非連動型」、「公理独立型」の3案を提示したところ、上位の普遍的公理と二層構造（基本計画・実施計画）から成る「公理独立型」への理解が最も得られた。

### 公理独立型（前回資料より）

#### 「公理独立型」の概要

- 従来の基本構想のうち“公理”に該当するものを総合計画から独立させ、市民・議会・行政が共有する普遍的な本市自治のあるべき姿（理想とする都市像、理想の都市像実現に向けた基本的方針など）として位置づける。本市の自治の憲法とも言える別途策定中の「自治基本条例」に含めることで、その位置づけや役割を明確にし、政治による影響を排除し不可侵性を高めることが可能。ただし、社会経済環境の変化を踏まえて、公理の見直しを行うことを可能とするため、改定に関する規定は必要である。
- 基本計画以下は、市長の政策が直接反映される部分であり、基本計画の前段には、市長の価値観を反映した長期戦略（第3回資料では「ビジョン」と表記）をおくものとする。また、基本計画の中には、公理に該当する部分や市長の価値観から導かれる、中期的な施策や重点事業を位置づける。
- 短期計画である実施計画では、政策的に推進する事務事業や財政への影響が大きい予算が多額な事務事業について、スケジュールや金額等を明らかにする。

#### 「公理独立型」のイメージ



**「公理独立型」のメリット・デメリット**

メリット	<ul style="list-style-type: none"><li>・公理の部分を総合計画とは別に、自治基本条例など高次元の計画に位置づけることで、不可侵性を一層高め、市民・議会・行政共有の一層安定的な自治体経営の根幹としての性格を持たせることができる（市長の交代などによる影響を排除できる）。</li><li>・自治基本条例に公理を位置づけた場合、自治の仕組みの検討とあわせて、市の将来像を一体的に描くことができる。</li><li>・基本計画以下の部分が中期計画として弾力的に環境変化に対応することにより、基本計画の位置づけや役割が一層明確になる。これにより、基本計画を実践的な経営計画とすることが可能となる。</li></ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"><li>・従来の基本構想から独立させた公理と、基本計画・実施計画との連動性が薄まる。</li><li>・公理を自治基本条例の条文等に規定する場合には、抽象的な内容になりやすいため、別途、市民向けに視覚的に分かりやすい公理に関する説明資料が必要となる（小牧市環境マネジメントシステムにおける「環境方針」に該当するようなもの）。</li></ul>